

平成27年度第3回原町区地域協議会 会議録

<地域協議会の日時・場所>

- | | | |
|---|-----|---------------|
| 1 | 日 時 | 平成27年7月30日(木) |
| | 開始 | 13時30分 |
| | 終了 | 15時30分 |
| 2 | 場 所 | 市役所本庁舎4階議員控室 |

【 会 議 録 】

1 開会

■総務課長

ただいまより平成27年度第3回原町区地域協議会を開会いたします。委員15名のうち、現在、出席委員12名で、半数を越えていることから、本会議は成立していることをご報告いたします。

2 委嘱状交付

■総務課長

本日より南相馬観光協会からの推薦委員でありました宇野委員の後任として鈴木清重様にお引き受けいただきましたので、市長より委嘱状を交付させていただきます。

【出席委員名】 13名

鈴木 進一、佐藤 吉子、早川 浩、高田 光吉、松永 雄一、
濱須 弘伸、小野 洋子、遠藤 充洋、木幡 泉、今野 和秀、
鈴木 清重、廣瀬 要人、山城 雅昭

【欠席委員名】 2名

佐藤 基行、島村 哲哉

3 市長あいさつ

4 会長あいさつ

5 委員紹介

6 議事

(1) 会議録署名人の指名

■総務課長

これ以降会長に進行をお願いいたします。

■会長

署名委員の指名ですが、名簿順により松永委員、濱須委員にお願いします。

(2) 書記の指名

■会長

続いて書記の指名ですが、和田主事にお願いします。

(3) 諮問事項

■会長

それでは諮問事項に入ります。市長よりお願いいたします。

■市長

南相馬市原町区地域協議会会長鈴木進一様、南相馬市スポーツ施設条例の一部を改正する件並びに運営方針について諮問いたします。地方自治法第202条の7第2項の規定により、下記の事項について貴地域協議会の意見を求めます。1つ、南相馬市スポーツ施設条例の一部を改正する件並びに運営方針について。ご審議の程よろしくお願いします。

■総務課長

市長別公務の為ここで退席させていただきます。

(市長退席)

■会長

それでは「スポーツ施設条例の一部改正並びに管理運営について」担当課から説明をお願いします。

(文化スポーツ課より説明)

■会長

もう一度要点をご説明ください。

■文化スポーツ課主幹

スポーツ施設条例と施工規則において、鹿島体育館が標記されていないため、スポーツ施設として管理運営できない状況にあります。鹿島体育館の文言の追加、区分、利用料金の設定し一般市民に対して来年4月から解放出来るよう体制を整えるための改正になります。併せて、スポーツ施設の管理運営について指定管理者制度を活用して導入しておりますが、来年4月の更新を踏まえ、今年9月より募集要項を策定する必要もあるため今回諮問事項に挙げさせていただきました。

■会長

要点を説明いただきましたが、委員の方からご質問はありますか。

■高田委員

諮問事項ですので資料が事前に配られるべきかと思いますが、本日この資料を目にしました。いかがでしょうか。

■文化スポーツ課主幹

大変申し訳ありません。鹿島体育館の整備が始まり、来年4月から供用開始というのが大前提で話を進めておりました。指定管理者制度の更新のためには地域協議会に諮る内容だということで認識しておりましたが、施工の進捗状況に遅れが出ておりました。ここに諮る前に9月議会12月議会どちらに諮るか直前まで判断できずにおりました。

■会長

次回からは無いように事務局も配慮をお願いします。

■山城委員

震災の前後で同一の利用料になるのか教えてください。

■文化スポーツ課主幹

震災前と同じ金額です。

■会長

他に意見質問がなければ、答申については妥当であるという回答でよろしいですか。

■一同

異議なし。

■会長

異議なしということで、答申書を作成して提出します。事務局は答申書の作成をお願いします。ここで一度休憩をはさみます。

■会長

南相馬市防犯カメラ設置条例案について担当課から説明をお願いします。

(4) 報告事項

■会長

再開いたします。報告事項に入ります。南相馬市防犯カメラ設置条例案について担当課から説明をお願いします。

(生活環境課より説明)

■会長

ただいまの説明に対して質問はありますか。

■廣瀬委員

防犯カメラで収録した画像を、違法行為があった場合、関係するセクションから提供を求められた場合、提供の判断は誰がするのでしょうか。

■平田補佐

警察から開示を求められた場合はどうするのかというお話ですが、画像の設置目的以外に利用したり、第3者に提供してはならない。ただし、次の対応を除く。この中の2番目に該当します。刑事訴訟、民事訴訟、弁護士法に基づく紹介とあります。そのため警察に開示を求められた場合刑事訴訟に基づく令状等があった場合には開示の対象となります。

■廣瀬委員

開示の判断はどなたになりますか。

■平田補佐

判断につきましては防犯カメラの管理責任者が行います。

■会長

管理責任者はどういう方がなり得るのでしょうか。例えば市がカメラを設置した場合の管理責任者、市の委託業者や設置可能な団体の管理責任者、誰しものがなれるというのでは困ると思いますが、その資格の要件があれば教えていただきたい。

■平田補佐

市の場合は設置する課の課長、学校であれば学校長になります。市の委託業者の場合は委託している部署の長になります。自治会については自治会長が管理責任者となります。

■高田委員

資料5P第5条3項4項に管理責任者等という記述がありますが、本来責任者の立場から外れた場合に、運び出したり運用したりすることはできないはずで、す。しかし、この記述では前任者が利用できる内容です。不要な文もあるように感じられますがいかがでしょうか。

■佐藤課長

第3項4項については職から離れた方が知っている話をしてはいけないという内容を記述しております。行っても大丈夫という内容を想定したわけではありません。

■高田委員

具体的に持ち出すことは不可能ですよね。今の説明からするとこの文言では可能であるように捉えられます。

■佐藤課長

映像につきましては1週間しか保存しません。例えば、3月31日に職を失って4月2日、3日に利用するなどの場合を除いては持ち出して公表することは出来ません。ご理解ください。

■廣瀬委員

これから設置するカメラについてはこの条例を適用するという認識でよろし

いですか。

■平田補佐

当然、これから設置するカメラはそうですが、資料6Pの経過措置の2番において、この条例の施行の際、現に公共の場所に向けて防犯カメラを設置しているもので云々とあります。日付は平成28年1月31日までに防犯カメラの設置基準を定め、市長に届けなければなりません。既に設置されているカメラについてはこの期日までに届けたいと考えています。

■廣瀬委員

質問の裏を読み取って回答いただきましたが、既存の防犯カメラにも適用すると認識してよろしいですか。

■平田補佐

既存の防犯カメラについて、市や市の指定管理者が公の場に向けて設置している防犯カメラについてはこの条例の適用となります。

■山城委員

公共の場に設置されるということですが、民家が映る場合など苦情が出る前に了承を得る対応はするのでしょうか。また、他市町村でこの条例が施行されているところはあるのでしょうか。罰則や違反などの例も参考にさせていただきたい。

もう1点、個人・法人の届け出に関してです。届出不要だが、ここに設置しますという看板をあまり目立たせると防犯カメラの意味が薄れると思いますが、どうお考えでしょうか。

■平田補佐

2つ目の質問から回答します。他の市町村においては県内初になります。この条例の参考は他県の条例を参考にしています。そもそも論として、この条例の意図として、公的な権力をもつ団体などが無制限に使用して個人の利益を侵害しないように制限をかけるものです。

ここで1つ目の質問に戻りますが、公共の場に向けたが、偶然入ってしまった、意図的に民家を入れてなどが起きないように条例を策定し、苦情があればすぐに対応し明らかにしていきたいと考えています。また設置場所を明らかにし過ぎると、犯罪をする人に有利に働くかと思いますが、プライバシーなど個人の権利を侵すようなことにはならないようにカメラを設置していることの情

報の開示は必要だと考えています。

■高田委員

資料13ページの第4条から第6条について。特に市長が必要と認める場合についてという記述がありますが、具体的にはどのようなことでしょうか。

■平田補佐

13ページについては利用基準の内容です。既に設置しているカメラもありますが、条例に基づいて届出していただこうと思っています。様々なところで設置しているため、性能に開きがあります。そのためこの表現を入れています。

■高田委員

この基準を見れば、特殊な事例があるケースを想定するが、機械の良し悪しでは答えになっていません。

■佐藤課長

高田委員仰る通りだと思います。1つは24時間常時稼働ということで、何かトラブルがあった際を想定しています。もう1つは7日間の保存期間が記述されていますが、残念ながら既存のカメラで7日間保存できない物もあります。その点をカバーする内容だとお考えください。

■高田委員

資料14ページの第8条について。管理責任者が対応するという記述ですが、あくまでも管理責任者が対応するということですか。

■平田補佐

具体的に言いますと、生活環境課で設置したものであれば苦情は生活環境課に来ます。実際のところは担当職員ということになりますが、名目上は生活環境課が対応するというカタチです。

■高田委員

13ページの第7条について。市長はと記述があっても実際には担当課にての対応になると思いますが、第8条では市長の記述がなく、管理責任者と記述されています。意図はあるのでしょうか。

■佐藤課長

改めてこの文言は精査させていただきます。

■会長

文言に関しては再度検討をお願いします。

■山城委員

条例が決まれば早速行動に移るのだと思いますが、(カメラの設置は)何か所程度を想定されていますか。

■平田補佐

生活環境課での計画は、原町区も含めた(福島第一原発の)20km圏内に19か所。20km圏外には原町区鹿島区合わせて8か所を予定しています。

■会長

最後に私から質問します。1つ目、防犯カメラ利用者について。15Pに防犯カメラ管理責任者の記入欄があります。同時に利用者は記載をして明確にする必要はないのでしょうか。条例にあるので明確化した方が良いのではないかと思います質問しました。

2つ目、その利用基準通りに利用されているのかは市民からの苦情からによって初めて動き出す中身かと思います。市独自で動き出して利用基準通りに運用されているか確認する方法は考えていないのでしょうか。仮にそうだとすれば全て事後になり苦情も増えるかと思いますがいかがでしょうか。

3つ目、現在設置されている数は分かりました。今後この条例適用後、将来どの程度設置する考えか、またそのための予算はどの程度考えているのか教えてください。

4つ目、開示を求められた場合に開示したか否かは記録する必要があると思いますが、それを記録することについて条例にほとんど記述していません。その件について後で、誰に誰がどのような内容を開示したか求められるケースも出てくると思います。以上4点について考えをお聞かせください。

■平田補佐

資料15ページについて。例えば生活環境課で言いますと、責任者は生活環境課長、利用者は担当職員になります。担当職員の氏名については記述を想定しておりません。

利用基準通りの運用確認についてですが、適正な運用の確認手段は検討して参ります。

先に4つ目の回答をします。開示状況についてはこの条例内ではうたっていないませんが重要な事項ですので検討します。

■佐藤課長

3つ目の質問について。防犯カメラの設置については有効性が認められていますので増設は視野に入れていきます。ただし、すぐに具体的な数字は出せませんので検討しながら増設数を見込んでいきます。また金額については1台あたり約100万円かかっています。今後20km圏内は国の予算を使えば、20km圏外は市の一般財源での対応になっていますので、この件も国に要請しながら進めていきたいと思っています。

■会長

防犯カメラの利用者の記名について必要性を仰いましたが、用紙の中に入れる入れないの話はありませんでした。13Pの第3条に防犯カメラの利用する職員をあらかじめ指定するものとするとして明確に記載されています。であれば、別表の様式に記載がなければ様式として成り立たないと思いますので再度答弁をお願いします。

また、開示の件について。必要性があるならばどこかに明文化しておかない限りは条文として成り立たないと思いますのでお答えください。

■平田補佐

今説明している資料は素案であります。パブリックコメントや今の発言にありました内容を参考にさせていただき追加修正していきたいと思っています。

■高田委員

例えば、課長が管理者で利用者が平田補佐の場合、利用者は明確に決まっておきませんが、生活環境課職員全員を対象にさせるなど今の時点で考えはありますか。

■佐藤課長

管理責任者は課長になります。利用者については、全てを入れるとは考えていません。担当係長や担当補佐を任命しようと考えております。

■会長

この件に関してはここで終わりたいと思います。続いて報告事項2点目、鹿島区子どもの遊び場建設について担当課から説明をお願いします。

(男女共同こども課より説明)

■会長

ただいまの説明に対して質問はありますか。

■廣瀬委員

子育て環境の充実を図るために高額な金額を使って整備することは大変望ましいことだと思っております。これに関して2点ほど質問させていただきます。設置場所が26年3月に発表されたハザードマップで2メートル以上の浸水区域になっています。市で出したハザードマップと本事業の矛盾が生じるように感じますが、庁内で調整は出来ているのでしょうか。鹿島区で了解を得たという報告でしたが、矛盾を含んだ提案には問題があるのではと感じます。

2点目です。政策矛盾がある場合、やむなく進める場合には市に説明責任が求められますが、政策上の矛盾の説明を市民にどう説明しようとしているのか、以上2点お伺いします。

■総務部長

鹿島区は浸水区域になる場所が多いですが、ハザードマップは防波堤がない状態で津波が来た際の予想図です。防波堤の100メートルおきに高台を作る計画を進めています。この状況は反映されていません。学校等には被害の無いように進めております。

■廣瀬委員

ハザードマップは1年前に出されています。この件については反映できなかったのか、お伺いしたいと思っています。今お話にあったように説明をしていただき、子どもが保護者が安心して利用出来るようメッセージを発信してほしいと思います。

■総務部長

ハザードマップについては防波堤等が完成した想定のものも公表していきます。

■高田委員

この設備の財源内訳を教えてください。また原町区のわんぱくキッズ広場もあり、管理は市の直営のようですが、今までに問題課題点等があったでしょうか。

■子育て支援係長

1点目の財源内訳についてですが、当初予算では福島県定住等緊急支援交付金を活用する予定でございましたが4月になって利用できないことが判明し、6月補正におきまして、東日本大震災復旧復興基金ふれあい金を充当し、事業実施する体制でおります。

2点目の管理運営に関する問題点、課題点についてですが、担当課で管理することに加え、トイレ、周辺環境の清掃については一部業者に委託しております、利用者がいつでも気持ちよく利用できるような体制を整えております。

■男女共同こども課長

原町区のわんぱくキッズ広場の課題につきましては、利用者数はかなり多く、特に土日の利用者は多いです。それに伴いゴミが散らかってしまうこと、大きい子供と小さい子どもの接触、ペットを入れるなどのマナーの悪さも見受けられます。施設内に注意喚起のポスターを貼るなどして抑止を図っています。

■山城委員

原町区の設備との比較をさせて下さい。広さ、反省点、金額、年間の維持費について、答えられる範囲でお願いします。

■子育て支援係長

原町区と鹿島区の比較ですが、鹿島区の広さは原町区の3分の2です。原町区が1200㎡に対して鹿島区は800㎡です。鹿島区と原町区の違いについてですが、今後提案業者からもあると思いますが、鹿島区の場合周辺に学校、体育館、幼稚園等もありますので調和を図った施設を作ること、反省点については先程課長からありましたように、子どもたちがぶつかったりしないように保護ネットなどの仕切りを考えています。

■男女共同こども課長

地元の方からあの地区は西風が強いという声もあったため、西側に風を防止するような対策を講じるよう検討しています。

■子育て支援係長

金額についてですが、原町区は2億6千万円かかっています。2年前から比較すると資材高騰、倉庫の解体費用などの金額も盛り込まれていますので若干上乘せした予算額になっています。

■早川区長

目的として、本市の子どもの肥満状況の改善、体力の向上、2つ目には震災後低下した子どもの体力の向上とあります。利用者数の報告はありますが、体力をどのように測定し、どのように向上したと確認するのか、体力の向上は測定可能だと思います。測定するような施設は考えているのでしょうか。また既にあるのでしょうか。

■男女共同こども課長

子どもの体力向上、肥満の改善については教育委員会と一緒に取り組むことが必要だと感じています。実際、体力向上については小学校5年生と中学校2年生に全国的な体力テストがありまして、本市は小学校の男女を除いて全国平均まで来ていると報告を受けています。学校の取り組みとしましても、体育の授業、体育的な行事などで体力の向上に努めているということもありますので、教育委員会との取り組みとも合わせながら、評価していくことが必要だと考えています。遊び場の目的として、肥満改善、体力向上が挙げられていますが、遊び場だけでの効果測定は長期間に渡って見ていく必要があると思います。

■早川委員

何も学校教育に頼らなくても、そういった設備があれば施設内で対応は可能です。そのような設備を併設させるなどの工夫も必要じゃないでしょうか。こういう設備を作るのであれば、学校教育に頼らなくても、この設備でこの結果を出しましたという報告できるようなことも必要かと思います。やりがいがあると思います。

■男女共同こども課

ただいまの意見も踏まえまして再度検討して参りたいと思います。

■高田委員

鹿島区での地域協議会の内容ですが、どのような意見や要望が出たか教えていただけますか。

■子育て支援係長

資料をご覧ください。鹿島区で一番心配されたことは、現在この計画の実施場所が幼稚園、小学校の登下校時の送迎場所（駐車場）になっているということです。代替駐車場や送迎ルートの変更についてなど、十分に周辺の幼稚園、

小学校、PTAと協議していただきたいということでした。千倉体育館の東側にある旧鹿島公民館を今回解体し、駐車スペースを作ること、また送迎時の一時的な駐車場解放についてアンケート調査を行っていること、学校関係については通学ルート、幼稚園のスペースの縮小に伴い学校の送迎ルートを変更して9月から状況を考えることなど、関係機関と現在調整中です。

■会長

以上でこの件に関しましては終わりたいと思います。

(5) その他

■会長

それでは平成27年度原町区地域協議会視察研修について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局説明)

■会長

10月、11月が前提ということによろしいですか。なければ10月、11月に絞ります。

■事務局

旅費は1泊2日分ありますので、この行程で考えていただければと思います。

■会長

委員の皆様はどちらでもよいということですが、寒くならない10月の方がよろしいと思いますがよろしいでしょうか。

■一同

異議なし。

■遠藤委員

月末だと難しいです。10月15日以降は埋まっております。

■松永委員

会長の都合の悪い日を除いていただければと思いますがいかがでしょうか。

■会長

では10月19日から22日を第一候補として挙げてもよろしいですか。その日程についてはバスの利用が可能な日ということをお願いいたします。視察先についてはいかがでしょうか。

■早川委員

南相馬市が目指すビジョン、10年、20年進んで実現している都市があれば検討していただきたいです。近くで言えばいわき市が挙げられると思います。もっと言えば船橋市ですが、あまりにも進み過ぎていると感じます。学園という意味では埼玉県、八王子市だと思います。

■遠藤委員

出生率が高まっている自治体にも興味があります。子どもを重視した施策や高齢者を大切にした施策を行っている場所があったと思います。

■松永委員

小高区で行った視察先の目的はお分かりですか。

■事務局

申し訳ありませんが把握していません。

■会長

では希望がありましたら事務局に報告して、あとは会長と事務局などで詰めていければと思います。続いて地域協議会委員提言について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局説明)

■早川委員

予算金額の制限はあるのですか。

■事務局

制限は特にありません。

■会長

昨年度原町区地域協議会から提言はしていなかったと思いますが、小高や鹿

島から提言はあったのでしょうか。

■事務局

昨年度はありませんでした。平成25年度原町区でありました。

■総務部長

鹿島区については去年行政区の見直しをしましたが、地域連帯で集め、地域協議会として提言いただいています。

■会長

委員の皆様で考えていることがありましたら次回8月の地域協議会でお話しいただければと思います。

■会長

それでは答申を行います。

(答申書読み上げ)

7 その他

■事務局

次回の地域協議会の日程ですが、8月24日(月)午後1時半からということでご提案します。

■会長

ではその予定で進められるよう委員の皆様よろしく願いいたします。その他なければ以上で本日の日程は全て終了いたします。議事の進行にご協力いただきましてありがとうございました。

8 閉 会

会

長

鈴木 道一

会議録署名人

濱須 弘 伸

会議録署名人

松 永 雄一